事 務 連 絡 平成27年 3月 2日

各指定(介護予防)居宅サービス事業所 管理者 様 (高松市内に住所を有する事業所を除く)

> 香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ

指定(介護予防)居宅サービス事業所に係る変更届の留意事項について

標記については、平成27年 3月 2日付け26長寿第73613号にて、お知らせしているところですが、運用に当たっては、下記の点に留意ください。

記

- (1) 下記の参考例の場合は、管理者の変更が1回、従業者の員数の変更が3回あるが、県への届出は、 平成26年10月1日及び平成27年4月1日のみで可。
- (2) 下記の参考例の場合に、変更届に添付する書類は、次のとおり。
 - ① 平成26年10月1日分
 - ・管理者の変更に伴う必要書類(管理者経歴書、勤務形態一覧表[平成26年10月分]、誓約書、 役員名簿、管理者の雇用契約書(又は辞令)の写し【原本証明要】、資格者証の写し)
 - ・従業者の員数変更に伴う必要書類(勤務形態一覧表[平成26年10月分]、従業者の雇用契約書 (又は辞令)の写し【原本証明要】、資格者証の写し)
 - ※従業者の雇用契約書(又は辞令)の写し及び資格者証の写しについては、平成26年4月1日から変更があった従業者のもののみで可。下記の参考事例の場合には、2名(F、G)が変更になっているので、当該従業者のものを添付する。
 - ※変更届に添付する必要のない従業者の雇用契約書(又は辞令)及び資格者証の写しについても、 事業所において、保管しておくこと。下記の参考事例の場合、1名(E)については、変更届に 添付する必要はないが、事業所において保管しておくこと。
 - ② 平成27年4月1日分
 - ・従業者の員数変更に伴う必要書類(上記(2)①と同じ。勤務形態一覧表は平成27年4月分を 添付すること。)
 - ※従業者の雇用契約書(又は辞令)の写し及び資格者証の写しについては、平成26年10月1日から変更があった従業者のもののみで可。下記の参考事例の場合には、1名(I)が変更になっているので、当該従業者のものを添付する。1名(H)については、変更届に添付する必要はないが、事業所において保管しておくこと。
- (3) 変更届の「変更の内容」欄中、「変更前」欄には、県への直近の届出内容を記載すること。
 - ① 平成26年10月1日分

下記の参考例の場合には、「変更前」欄に、「管理者 A」、「従業者の員数変更 訪問介護員等 2級課程修了者 3名」と記載し、「変更後」欄に、「管理者 J」、「従業者の員数変更 訪問介護員等 2級課程修了者 5名」と記載すること。

② 平成27年4月1日分

下記の参考例の場合には、「変更前」欄に、「従業者の員数変更 訪問介護員等 2級課程修了者 5名」と記載し、「変更後」欄に、「従業者の員数変更 訪問介護員等 2級課程終了者 6名」と記載すること。

- (4) 下記の参考例の場合には、変更届の「変更年月日」欄には、平成26年10月1日に係るものについては、「平成26年10月1日」、平成27年4月1日に係るものについては、「平成27年4月1日」と記載すること。
- (5) 運営規程は、従業者の員数が変更になる都度、事業所において変更を行っておくこと。その場合、 運営規程の「附則」欄に変更日の履歴を記載しておくこと。

【参考例】 平成26年4月1日時点での変更届を県に提出しており、管理者が平成26年10月1日 に変更し、訪問介護員等の員数が複数回変更となる場合

※参考例に掲げる内容の変更が生じた場合の運営規程附則の記載例

- この運営規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成26年7月1日から施行する。
- この運営規程は、平成26年10月1日から施行する。
- この運営規程は、平成26年11月1日から施行する。